

名古屋都市計画地区計画の決定計画書

(徳 重 三 丁 目 地 区 計 画)

(名 古 屋 市 決 定)

名古屋都市計画地区計画の決定（名古屋市決定）

都市計画徳重三丁目地区計画を次のように決定する。

名 称		徳重三丁目地区計画	
位 置		名古屋市緑区徳重三丁目の一部	
面 積		約 1. 3 ha	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針	地区計画の目標	本地区は、市南東部の丘陵地に位置し、緑豊かな都市環境の形成を図るために指定されている勅使池風致地区内において、健全で快適な居住環境の形成を目的とした開発行為が行われた区域である。 開発行為における基盤整備の効果を維持し、さらに風致地区内であることから、緑豊かでゆとりとうるおいのある良好な居住環境の保全を図る。	
	土地利用の方針	本地区は、風致地区内の住宅地として、良好な居住環境の保全を図る。	
	建築物等の整備の方針	1 敷地の細分化等による居住環境の悪化を防止するため、敷地面積の最低限度を定める。 2 良好な都市景観を形成するため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を定める。	
地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物の敷地面積の最低限度	1 7 0 m ² ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地については、この限りでない。
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の形態又は意匠は、周辺環境と調和したものとし、色彩は落ち着いた色調とする。
		垣又はさくの構造の制限	道路に面する垣やさくは、生垣又はフェンス等（高さ 6 0 cm 以下の部分はこの限りでない。）とし、フェンス等とする場合はその前面を緑化する。ただし、門はこの限りでない。

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

地区計画を定めることにより、緑豊かでゆとりとうるおいのある良好な居住環境の保全を図る。